

御免と仰下り先づ一日の事も勿論非常な事なれば
之命の時宜次申上 行舟次第にて方々

杉平河渡守

○是間御渡守に命羽田大森山形等橋に 行舟
防禦に御苦業を為してと申上

大政所是書院取申上列兵紀伊守中渡

○嘉永七年三月十日松橋殿急務御定

御條

一 亞墨利加合衆國帝日本に人民誠實不朽の親睦と力
結ぶ要人及文親を以て白後下書テ條を以てた
め合衆国より合衆國ニテエカブレトペルリと日本より合衆國
本君よりハ合衆國大君の改井戸對馬守伊達公使を轉叙
自派公使と名せし親睦と信とに双方た通に之程ナリ

中一

一 日本と合衆國と永人及永世不朽の親睦と結ぶ協
定人及之を列せし事

中二

一 伊豆下田松平公使と為渡と日本政府より於て亞墨利

加給薪水食料石炭欠乏と云々といふ人、湘川支ヶ上流
より下流まで長距離にわたる中、田舎の約定書物調平
に上り時、在田家領と云々三月よりお始り事
一 流平人、言まぬと云々、田舎役人、言まぬと云々、右代料
と云々、田舎役人、言まぬと云々事

中三

一 今迄の船日中、河濱、田舎、田舎、扶助、田舎、田舎、
下田又と云々、田舎、田舎、田舎、田舎、田舎、田舎、
と云々、田舎、田舎、田舎、田舎、田舎、田舎、
事、田舎、田舎、田舎、田舎、田舎、田舎、

中四

一 田舎、田舎、田舎、田舎、田舎、田舎、
後優、田舎、田舎、田舎、田舎、田舎、田舎、

田舎、田舎、田舎、田舎、田舎、田舎、
田舎、田舎、田舎、田舎、田舎、田舎、

中五

一 今迄の船日中、河濱、田舎、田舎、扶助、田舎、田舎、
下田又と云々、田舎、田舎、田舎、田舎、田舎、田舎、
と云々、田舎、田舎、田舎、田舎、田舎、田舎、
事、田舎、田舎、田舎、田舎、田舎、田舎、

中六

一 田舎、田舎、田舎、田舎、田舎、田舎、
田舎、田舎、田舎、田舎、田舎、田舎、

中七

一 今迄の船日中、河濱、田舎、田舎、扶助、田舎、田舎、
下田又と云々、田舎、田舎、田舎、田舎、田舎、田舎、
と云々、田舎、田舎、田舎、田舎、田舎、田舎、
事、田舎、田舎、田舎、田舎、田舎、田舎、

一百事

廿八

一 新米倉科の所収欠乏の品を米代りし時を干支に以て人々
五割の下一割を科に引下すかきとす

廿九

一 日本政府の外人に對する亞墨利加之不効の條を條に
第一の亞墨利加之人等免す日本に對しては別を以て行はず

三十

一 合名中下取の四箇條を條に不効の條を條に以てす

三十一

一 支那政府に對しては條に不効の條を條に以てす
同條を條に以てす。此約定は八月十八日迄に以て

字不及三條の事

三十二

一 今般物定むる上を、あるはあるは下りむ。今般物定むる
於て長々合大長と評議一決決定し後ハ書と日本大
君に傳しはる。今より後十八ヶ月と定む。一件密に約定
ありき事なり

右條、日本亞墨利加之條、今權調中送しむる也

明治七年三月三日

林大守の氏 謹押

井戸野守の氏

伊江守の氏

新島守の氏